

会議開催のお知らせ

令和6年度盛岡市林業振興審議会を次により開催します。

令和6年11月14日

盛岡市林業振興審議会

1 開催日時

令和6年11月22日（金）午後1時30分から

2 開催場所

盛岡市勤労福祉会館 401・402 会議室

3 議 事

- (1) 令和5～6年度の林業施策の実施状況について
- (2) 盛岡市森林整備計画の森林区分の変更について
- (3) 盛岡市森林整備計画の次期計画について

4 傍聴定員 5名

5 傍聴の可否及び手続

- (1) この会議は傍聴することができます。
- (2) 傍聴を希望する方は、当日会場で受付を行いますので、午後1時20分までに会場にお越しください。なお、会議開始以降の入室はお断りします。
- (3) 傍聴を希望する方が多い場合は、定員までの先着順に傍聴者を決定します。

6 問合せ先 農林部 林政課 林政企画係

電話 019-626-7541

傍 聴 要 領

盛岡市林業振興審議会

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、審議会の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順に行い、定員になり次第受付を終了します。
- (3) 開会予定時刻を過ぎた場合は入室できません。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議の傍聴に際し守っていただく事項に違反したときは、注意を行いますが、なおもこれに従わないときは退場をしていただくことがあります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により、発言に対し公然と意見を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てるなど、議事の進行を妨げとなる行為を行わないこと。
- (3) 会場において、飲食及び喫煙をしないこと。
- (4) 許可を得ないで、会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の妨げとなる行為を行わないこと。